

注 平成12年3月から改正経過を注記した。

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員の所属、名称、委員の定数及び所管)

第2条 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。ただし、議長においては、所属する常任委員を辞任することができる。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務環境委員会 7人

- ア 市長公室の所管に属する事項
- イ 総務部の所管に属する事項
- ウ 財務部の所管に属する事項
- エ 市民協働部の所管に属する事項
- オ 生活環境部の所管に属する事項
- カ 会計課の所管に属する事項
- キ 選挙管理委員会の所管に属する事項
- ク 公平委員会の所管に属する事項
- ケ 監査委員の所管に属する事項
- コ 他の委員会の所管に属さない事項

(2) 文教福祉委員会 7人

- ア 福祉部の所管に属する事項
- イ こども部の所管に属する事項
- ウ 保健医療部の所管に属する事項
- エ 教育委員会の所管に属する事項

(3) 産業消防委員会 7人

- ア 産業経済部の所管に属する事項
- イ 消防局の所管に属する事項
- ウ 農業委員会の所管に属する事項

(4) 建設企業委員会 7人

- ア 建設部の所管に属する事項
- イ 都市計画部の所管に属する事項
- ウ 上下水道局の所管に属する事項

(平15条例1・平19条例27・平20条例1・平22条例24・平23条例1・平24条例21・平24条例44・平27条例25・平31条例2・令2条例2・令3条例34・令4条例20・一部改正)

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、選任の日から翌々年の2回目に開催される定例会の招集の日の前日までとする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平18条例64・平24条例44・平27条例25・一部改正)

(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、8人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(平15条例1・平23条例1・平27条例31・一部改正)

第5条 削除

(平24条例44)

(特別委員会の設置等)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間 在任する。

(平24条例44・一部改正)

(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)

第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第1項の規定にかかわらず資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、10人とする。

(平15条例1・平23条例1・一部改正)

(委員の選任)

- 第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)の選任については、議長が会議に諮って指名するものとする。ただし、閉会中に委員を選任する必要があるときは、議長がこれを行うことができる。
- 2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに前項の規定による委員の選任手続を行うものとする。
- 3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。
- 4 第3条第2項の規定は、前項の規定により所属を変更した常任委員の任期について、準用する。

(平18条例64・平24条例44・一部改正)

(委員長及び副委員長)

- 第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

- 第10条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。
- 2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理権、秩序保持権)

- 第11条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

- 第12条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

- 2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長又は副委員長の辞任)

- 第13条 委員長又は副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(平24条例44・一部改正)

(議会運営委員又は特別委員の辞任)

- 第14条 議会運営委員又は特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(平18条例64・平24条例44・一部改正)

(招集)

- 第15条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(委員会の開催方法の特例)

- 第15条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

- 2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

- 3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

- 4 オンラインによる方法での委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(令6条例57・追加)

(定足数)

- 第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

- 第17条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

- 第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱)

- 第19条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(令6条例57・一部改正)

(秘密会)

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができます。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。

(平22条例24・一部改正)

(出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

2 オンラインによる方法で委員会が開かれる場合、前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で説明することができる。

3 前項の規定によりオンラインによる方法で説明する者は、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(平12条例46・平27条例25・令6条例57・一部改正)

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消せることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(平18条例64・一部改正)

(公聴会開催の手続)

第23条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(令6条例57・一部改正)

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と当該申出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(令6条例57・一部改正)

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

4 前項の規定により、公述人がオンラインによる方法により意見を述べようとするときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(平24条例44・令6条例57・一部改正)

(公述人の発言)

第26条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退場させることができる。

(令6条例57・一部改正)

(委員と公述人の質疑)

第27条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(令6条例57・一部改正)

(参考人)

第29条 委員会が参考人の出席を求めるときは、議長を経なければならない。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。
- 4 前項の規定により、オンラインによる方法で意見を述べようとする者は、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。
- 5 参考人については、第26条から前条までの規定を準用する。

(令6条例57・一部改正)

(記録)

第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。

- 2 前項の記録は、議長が保管する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

(平18条例64・令6条例57・一部改正)

(会議規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

付 則

この条例は、昭和42年5月1日から施行する。

付 則(昭和43年3月29日条例第33号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

付 則(昭和47年6月28日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年12月25日条例第61号)

この条例は、昭和49年1月15日から施行する。

付 則(昭和49年3月30日条例第30—2号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則(昭和50年7月12日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

付 則(昭和51年10月1日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和54年3月26日条例第26号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則(昭和56年8月18日条例第29号)

1 この条例は、昭和56年9月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現に改正前の水戸市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)に基づく各常任委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれこの条例に基づく各常任委員会の委員長、副委員長及び委員として引き続き在任するものとし、その任期は、改正前の条例の規定に基づく選任の日から起算する。

3 この条例施行の際、改正前の条例第2条の規定による各常任委員会に付託されている事件は、改正後の水戸市議会委員会条例第2条に定める各常任委員会のうち、当該事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。

付 則(昭和59年3月30日条例第12号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則(平成元年3月28日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に改正前の水戸市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)に基づく各常任委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ、この条例に基づく各常任委員会の委員長、副委員長及び委員として引き続き存在するものとし、その任期は、改正前の条例の規定に基づく選任の日から起算する。

3 この条例施行の際、改正前の条例第2条の規定による各常任委員会に付託されている事件は、改正後の水戸市議会委員会条例第2条に定める各常任委員会のうち、当該事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成3年3月26日条例第21号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

付 則(平成3年6月14日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

2 市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和22年水戸市条例第22号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕略

付 則(平成12年3月29日条例第46号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成15年3月17日条例第1号)

この条例は、この条例の公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選挙された議員の任期の起算の日から施行する。

付 則(平成18年12月18日条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成19年3月28日条例第27号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定(「9人」を「8人」に改める部分に限る。), 同条第2号の改正規定及び同条第3号の改正規定(「8人」を「7人」に改める部分に限る。)は、この条例の公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選挙された議員の任期の起算の日から施行する。

付 則(平成20年2月26日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に改正前の水戸市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)に基づく総務環境委員会及び文教福祉委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ、この条例に基づく総務環境委員会及び文教福祉委員会の委員長、副委員長及び委員として引き続き在任するものとし、その任期は、改正前の条例の規定に基づく選任の日から起算する。

3 この条例施行の際、現に改正前の条例第2条の規定により総務環境委員会又は文教福祉委員会に付託されている事件は、それぞれ、この条例による改正後の水戸市議会委員会条例第2条の総務環境委員会又は文教福祉委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成22年3月24日条例第24号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成23年3月25日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、この条例の公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選挙された議員の任期の起算の日から施行する。ただし、第2条第1号才の改正規定、同条第2号中ウを削り、エをウとする改正規定並びに次項及び付則第3項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際、現に改正前の水戸市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づく総務環境委員会又は文教福祉委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、それぞれ、改正後の水戸市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定に基づく総務環境委員会又は文教福祉委員会の委員長、副委員長又は委員として引き続き在任するものとし、その任期は、改正前の条例の規定に基づく選任の日から起算する。

3 付則第1項ただし書に規定する規定の施行の際、現に改正前の条例第2条の規定により総務環境委員会又は文教福祉委員会に付託されている事件は、それぞれ、改正後の条例第2条の規定により総務環境委員会又は文教福祉委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成24年3月28日条例第21号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成24年12月26日条例第44号)

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の水戸市議会委員会条例の規定に基づく各常任委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、それぞれ、改正後の水戸市議会委員会条例の規定に基づく各常任委員会の委員長、副委員長又は委員として引き続き在任するものとし、その任期は、改正前の水戸市議会委員会条例の規定に基づく選任の日から起算する。

3 この条例の施行の際、改正前の第2条の規定により各常任委員会に付託されている事件は改正後の第2条第2項に規定する各常任委員会のうち、当該事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。

付 則(平成27年3月24日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、この条例の公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選挙された議員の任期の起算の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の水戸市議会委員会条例の規定に基づく各常任委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、それぞれ、改正後の水戸市議会委員会条例の規定に基づく各常任委員会の委員長、副委員長又は委員として引き続き在任するものとし、その任期は、改正前の水戸市議会委員会条例の規定に基づく選任の日から起算する。

3 この条例の施行の際、改正前の第2条第2項に規定する各常任委員会に付託されている事件は、改正後の第2条第2項に規定する各常任委員会のうち、当該事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により同項の旧教育長が在職する間は、改正後の第21条の規定は適用せず、改正前の第21条の規定は、なおその効力を有する。

付 則(平成27年6月10日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成31年3月15日条例第2号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和2年3月17日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の水戸市議会委員会条例(以下「条例」という。)第2条第2項第2号から第4号までに規定する文教福祉委員会、産業水道委員会又は都市建設委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、それぞれ第1条の規定による改正後の条例第2条第2項第2号から第4号までに規定する文教福祉委員会、産業消防委員会又は建設企業委員会の委員長、副委員長又は委員として引き続き在任するものとし、その任期は、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づく選任の日から起算する。

3 第1条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の条例第2条第2項第2号から第4号までに規定する文教福祉委員会、産業水道委員会又は都市建設委員会に付託されている事件は、それぞれ第1条の規定による改正後の条例第2条第2項第2号から第4号までに規定する文教福祉委員会、産業消防委員会又は建設企業委員会に付託されたものとみなす。

4 第2条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の条例第2条第2項第2号に規定する文教福祉委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、第2条の規定による改正後の条例第2条第2項第2号に規定する文教福祉委員会の委員長、副委員長又は委員として引き続き在任するものとし、その任期は、第2条の規定による改正前の条例の規定に基づく選任の日から起算する。

5 第2条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の条例第2条第2項第2号に規定する文教福祉委員会に付託されている事件は、第2条の規定による改正後の条例第2条第2項第2号に規定する文教福祉委員会に付託されたものとみなす。

付 則(令和3年3月29日条例第34号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(令和4年3月29日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の水戸市議会委員会条例(以下「条例」という。)第2条第2項第2号に規定する文教福祉委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、改正後の同号に規定する文教福祉委員会の委員長、副委員長又は委員として引き続き在任するものとし、その任期は、改正前の条例の規定に基づく選任の日から起算する。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条第2項第2号に規定する文教福祉委員会に付託されている事件は、改正後の同号に規定する文教福祉委員会に付託されたものとみなす。

付 則(令和6年9月17日条例第57号)

この条例は、令和6年10月1日から施行する。